

「Beyond 5G 研究開発促進事業（電波有効利用型）」に係る補助事業者 公募要領

1 公募の目的

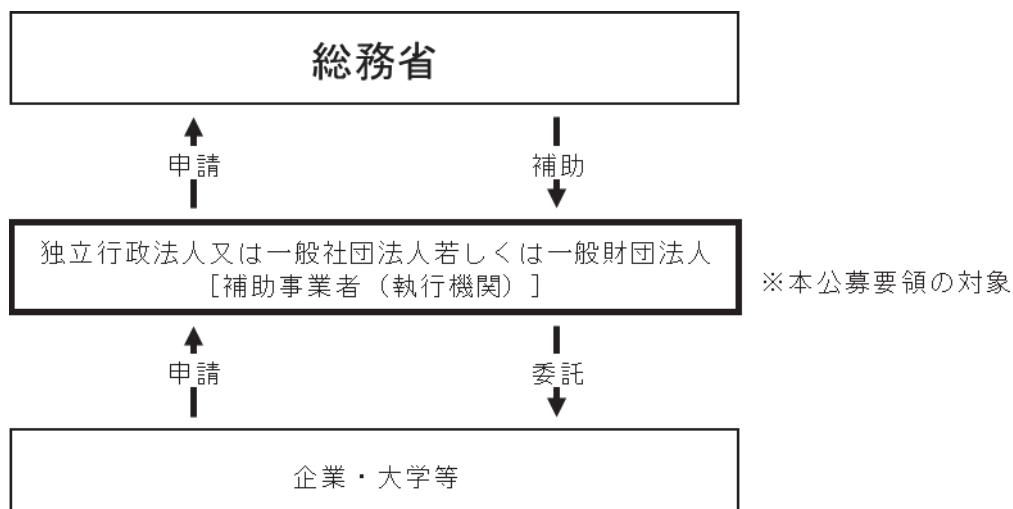
Beyond 5G は、2030 年代におけるあらゆる産業・社会の基盤と想定される次世代の情報通信技術となることが期待されています。また、デジタル変革時代の電波政策懇談会（令和 3 年 8 月）において、この Beyond 5G の実現に向けては、増大する通信量に対応するため無線・有線含めたネットワーク全体の最適化が必要であり、電波の有効利用の観点から多岐にわたる要素技術の研究開発に早期に取り組んでいく必要があるとされています。

このため、総務省では、Beyond 5G の実現に必要な要素技術を早期に確立するため、電波利用料財源も活用しつつ、専門的な知見や経験を有する機関（執行機関）を通じ、企業、大学等の研究開発を支援（Beyond 5G 研究開発促進事業）することとしています。よって、本件公募により、Beyond 5G に関する研究開発（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する研究開発に該当するものに限る。以下同じ。）を行う企業、大学等に対する研究開発の委託（以下「研究開発委託」という。）に係る事務等を行う執行機関を補助事業者として公募します。

2 事業の概要

（1）事業のスキーム

本事業は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる Beyond 5G の実現に向け、革新的な情報通信技術の創出を集中的に推進するために必要な研究開発を公募により選定し、当該研究開発を委託により実施する業務及びこれに附帯する業務を実施する事業です。本事業で対象とする研究開発課題は、電波利用料財源により実施するものであることから、Beyond 5G の実現に向けた要素技術の研究開発のうち「周波数を効率的に利用する技術」、「周波数の共同利用を促進する技術」又は「高い周波数への移行を促進する技術」とします。



(2) 事業の実施規程

Beyond 5G 研究開発促進事業（電波有効利用型）は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 10 日付け総国技第 78 号）及び Beyond 5G 研究開発促進事業研究開発方針（総務省 令和 4 年 6 月 10 日改定）、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）、競争的研究費の適正な執行に関する指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ令和 3 年 12 月 17 日改正）その他関係規程に基づき実施することとしています。

本事業に係る補助事業者は、本公募要領で定めるもののほか、これらの法令等で定める規定に従い、事業を実施する必要があります。

(3) 事業の規模

10,000,000 千円

注 1：補助事業実施に直接必要な業務管理運営費を含む金額です。

注 2：補助事業者に交付する補助金の額は、応募内容等を踏まえ総務省が決定します。

3 補助事業者の実施内容

補助事業者は、研究開発委託等を行う執行機関として、以下の各号に掲げる事務を実施します。

なお、これら業務の具体的な実施方法については、2 (2) に掲げる本事業に係る実施規程に従い、総務省と協議の上で決定するものとします。

【補助事業者が実施する事務】

- ① 本事業の対象となる研究開発課題（以下単に「研究開発課題」という。）の公募
- ② 研究開発課題の採択に係る外部有識者で構成する委員による評価及び会合の設置・運営
- ③ 研究開発課題の採択決定・通知
- ④ 研究開発の進捗管理
- ⑤ 研究開発を実施する者（以下「研究実施者」という。）への委託費の確定及び支払
- ⑥ 研究開発の成果の管理（知的財産権等に関する処理を含む。）
- ⑦ 本事業に関する財産の管理及び処分
- ⑧ 本事業に関するシンポジウム等の開催、Web サイト等を通じた周知・広報
- ⑨ 総務省における Beyond 5G 研究開発促進事業の執行機関との連携
- ⑩ 総務省との連絡調整
- ⑪ その他、本事業を行うために必要な業務

4 事業実施期間

交付決定日から令和5年3月31日まで

(ただし、委託契約の締結時には予想し得なかつやむを得ない事由に基づき、本事業が契約期間内に完了しない見込みとなった場合は、総務省と協議の上、財務大臣の承認を前提に、契約期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができます。)

5 補助金の支払対象となる経費（補助対象経費）

（1）経費の区分

本事業の補助対象経費は、本事業の実施に直接必要な以下の経費とします。

[区分Ⅰ] Beyond 5G 研究開発促進事業費

ア 研究開発委託に要する経費

[区分Ⅱ] 業務管理運営費（本事業の実施に直接必要な事務経費）

ア 人件費	本事業に直接従事する者的人件費（本事業以外の業務を兼務している場合は、その業務に係る人件費は除く。）
イ 旅費	本事業の実施に係る旅費
ウ 委員旅費・謝金	外部評価の実施に係る旅費・謝金
エ 会議費	本事業の実施のために必要な会議等（シンポジウム等も含む。）に係る経費
オ システム費	本事業の実施のために必要なシステム等の構築・運営に係る経費
カ 広報費	本事業の周知のために必要な Web サイトの構築・運営、パンフレット等の作成に係る経費
キ 検査費	研究実施者への委託費の支払額確定のための検査に係る経費
ク その他の経費	本事業を行うために必要な経費であって、いずれの項目に属さない経費（ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの）

（2）経費として計上できない経費

本事業の実施に要した経費であることが直接確認できない費用は経費として計上することはできません。

6 補助事業者への補助金の支払

（1）支払額の確定方法

事業完了後、提出があった実績報告等に基づき、必要に応じて現地調査を行った上で支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類

及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外とします（既に補助金が支払済みの場合でも支払の対象外と判断した場合は、補助金の返還を求めます。）。

（2）補助率

定額

（3）支払時期

補助金の支払は原則として事業完了後の精算払としますが、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第15条第3項又は第4項に基づき、事業完了前の支払（概算払）も認めることとします。ただし、概算払は財務省の承認が必要となりますので、概算払を希望しても認められないことがあります。

7 本件公募の応募資格

本件公募に応募する応募者は、以下の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

【応募者の要件】

- ① 独立行政法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- ② 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ Beyond 5G等の最先端の情報通信技術に関する知見を有していること。
- ⑤ 電波を利用するシステムや技術に関する知見を有していること。
- ⑥ 研究実施者の公募のための研究開発計画書（研究開発の目的、内容、アウトプット・アウトカム目標等を定めるもの）を作成する能力を有していること。
- ⑦ 研究実施者の採択に係る外部評価を実施する能力を有していること。
- ⑧ 事業の実施で取得した知的財産権等を管理する能力があること。
- ⑨ 事業の実施で取得した財産を管理する能力があること。
- ⑩ 事業の完了後、会計検査等のために必要となる文書を適切に管理し、必要な期間保存できること。
- ⑪ 総務省及び他府省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。

8 応募方法

（1）応募手続

以下の応募書類を補助金申請システム（*jGrants*）、電子メールその他の総務省が認める電子情報処理組織により提出してください。

【応募書類】

- ・申請書（様式1）
- ・提案書（様式2）
- ・応募者の概要資料、直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書等

（2）応募期間

令和4年6月13日（月）から同年7月4日（月）12:00まで

（3）応募書類の作成・提出の注意事項

- ア 締切後の応募書類の提出は一切受け付けませんので、応募期間は厳守してください。
- イ 提出資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して応募書類を作成してください。
- ウ 応募書類に記載された内容は事業実施の基本方針となりますので、実現が確約できることのみ記載してください。応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合や応募書類に虚偽の記載があったことが確認された場合は、採択決定後であっても採択の撤回等を行うことがあります。
- エ 応募書類等の作成費を事業経費に含めることはできません。また、採択結果にかかわらず、提案書の作成費用は支給しません。
- オ 提出された応募書類は返却しません。本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる場合があります。
- カ *jGrants* を利用するにはGビズIDの取得が必要です。詳細はWebサイト（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）を御確認ください。

（4）応募に関する質問の受付及び回答

応募に関する質問につきましては、「12 問合せ先」に記載したメールアドレスあてにお問い合わせください（電子メールの件名は、「Beyond 5G 研究開発促進事業（電波有効利用型）に係る補助事業者の公募に関する質問」としてください。）。

注3：応募に関する質問は、電子メールでのみ受け付けます。電話、来訪等による問合せには対応しません。

9 審査・採択

（1）審査方法

応募書類に基づき評価を実施し、その結果を受けて総務省が補助事業者を決定します。なお、必要に応じて、ヒアリングや現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、「7 本件公募の応募資格」の応募要件を満たしていない応募書類については、他項目の評価にかかわらず採択しません。

- ア 「7 本件公募の応募資格」の応募要件を満たしているか。
- イ 事業の実施方法が本事業の目的・内容に合致しているか。
- ウ 事業を円滑に実施する実施体制を構築することが可能か。
- エ 事業の実施方法、実施体制、実施スケジュール等に実現性があるか。
- オ 委託した研究開発を適切に管理することができるか。
- カ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。
- キ 業務管理運営経費の内訳が明確かつ合理的であり、必要最低限のものとなっているか。
- ク 研究実施者の採択や管理に係る業務等、本事業の根幹に関わる業務について外注を行っていないか。
- ケ 本事業の関連分野に関する十分な知見を有しているか。
- コ 本事業の実施に際して得られた知的財産権等や取得財産を適切に管理することができるか。
- サ 本事業の実施に際して知り得た情報を適正に管理し、機密を確保することが可能か。
- シ 総務省における Beyond 5G 研究開発促進事業の執行機関と密接に連携することができるか。
- ス 本事業に類似の事業を実施した実績があるか。

(3) 採択結果の決定及び通知

執行機関として採択された応募者については、総務省より採択決定を通知するとともに、総務省の Web サイトで名称及び代表者の氏名を公表します。

10 交付決定

(1) 交付決定の通知

総務省から採択決定の通知を受けた応募者は、革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱で定める補助金交付申請書を総務省に提出してください。総務省において所要の審査を行い、内容が適正であることを確認した後、交付決定通知書を応募者に送付します。

(2) 交付決定の条件

採択決定から交付決定までの間に、総務省との協議を経て、内容、補助額等に変更が生じる場合があります。また、交付決定に際し、必要に応じ、条件を付する場合があります。

総務省と応募者の間で交付決定の内容が合意できない場合は、交付決定を行わないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 事業の開始

事業の開始は、総務省から交付決定の通知を受けてからになります。総務省が応募者に対して交付決定を通知する前において発生させた経費については、補助金の交付対象とはなりませんので注意してください。ただし、交付決定後に速やかに事業を開始するために、応募者の責において交付決定前に準備行為を行うことは可とします。

11 留意事項

- ア 本事業は令和4年度当初予算により執行するものであり、電波利用料財源によるものであるため、「革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱第29条に基づき総務大臣が別に定める事項」に従い実施します。
- イ 交付決定後、補助事業者に対し、事業実施等に必要な情報を提供することがありますが、情報の内容によっては守秘義務を課す場合があります。
- ウ 事業の実施状況の把握のため、総務省が定期的に事業の進捗状況を確認します。
- エ 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、現地調査等を実施し、必要な調査を行います。調査を拒否した場合、又はその調査の結果、不正行為が認められた場合は、交付決定の取消し、事実の公表、その他所要の措置を講じます。
- オ 研究開発の実施期間は、「Beyond 5G 研究開発促進事業研究開発方針」に基づき複数年度とすることができます。ただし、後年度負担の取扱いについて定める必要がありますので、事前に総務省との協議が必要です。

なお、この場合であっても、本事業は、4. の事業実施期間の事業に対する補助金支出となります。

12 問合せ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省 国際戦略局 技術政策課 調査係

Tel : 03-5253-5727

E-mail : b5g-rd_atmark_ml.soumu.go.jp

(_atmark_は@に置き換えてください。)

令和 年 月 日

総務省国際戦略局長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

「Beyond 5G 研究開発促進事業（電波有効利用型）」に係る補助事業者（執行機関）
公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

1 事業実施計画書

2 法人の概要説明資料

3 直近過去 3 年分の財務諸表及び事業報告書

4 その他参考となる資料

(担当者欄)

所属部署 :

役職 :

氏名 :

TEL :

E-Mail :

「Beyond 5G 研究開発促進事業（電波有効利用型）」 事業実施計画書

1 申請者の概要

- (1) 法人の名称及び法人番号
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人代表者の役職・氏名
- (4) 法人代表者の連絡先

2 事業の実施方法

- (1) 研究開発課題の公募の方法
- (2) 研究開発課題の採択に係る外部評価の方法
- (3) 委託した研究開発の管理の方法
- (4) 事業で取得した知的財産権等の管理の方法
- (5) 事業で取得した財産の管理の方法
- (6) 事業の実施における機密保持及びサイバーセキュリティの確保の方法
- (7) 総務省との連絡調整の方法
- (8) 総務省における Beyond 5G 研究開発促進事業の執行機関との連携の方法

3 事業の実施体制

- (1) 実施体制図（内部の指揮命令系統・各部署の役割分担、総務省及び研究実施者等との連絡体制等）
- (2) 実施者の役職・氏名及び役割

4 事業実施スケジュール

5 補助金交付申請額（単位：千円）

6 事業実施経費の内訳

- (1) Beyond 5G 研究開発促進事業費
- (2) 業務管理運営費（本事業の実施に直接必要な事務経費）

7 本事業の関連分野に関する実績

- (1) 研究開発計画書の作成に関する実績
- (2) 公募型研究開発の実施に関する実績
- (3) その他（本事業に関連する実績がある場合）

8 その他